

議第 28 号

下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

1. 施設の名称 下呂市濁河温泉市営露天風呂
2. 指定管理者となる団体 岐阜県下呂市小坂町大洞 965 番地 2
株式会社ノイジー
代表取締役社長 保 田 悦 宏
3. 指定の期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで（1 年）